

京都市上下水道局告示第1号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により、次の者を指定したうえで、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部（集金、井戸汚水等の排出量認定、水道メーターの点検等）に関する事務を委託したので、その旨を告示します。

令和8年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
一般財団法人京都市上下水道サービス協会  
京都市南区西九条菅田町7番地3
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る公金  
水道料金及び下水道使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日  
令和8年3月18日
- 4 指定公金事務取扱者に水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部に関する事務の委託をした日  
令和8年4月1日

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)